

 **ご注意ください!**

本年**12月2日**から
現行の**健康保険証**は
発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

マイナンバーカード
をご利用ください

今回お持ちでない方は次回ご持参ください



※保険証以外の
『**公費**』
については、窓口
への提示が必要に
なります

マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方
➡ 利用登録は窓口（カードリーダー）でできます



医療法人財団 松圓会



とっても
簡単!

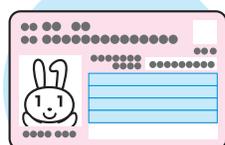
マイナンバーカード

1

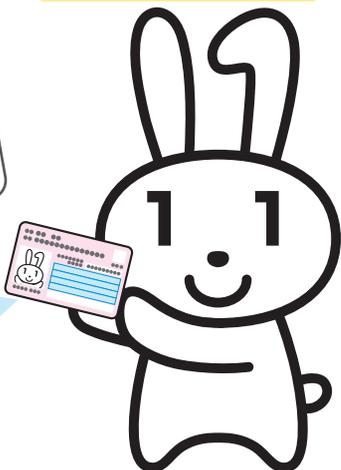


受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



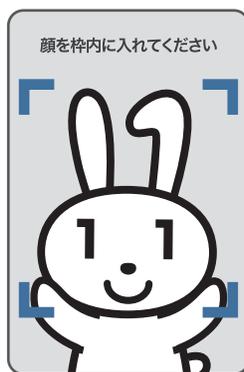
2



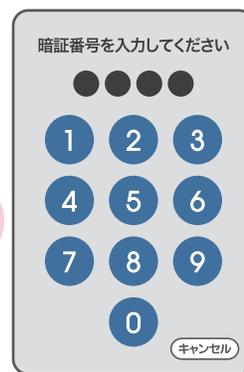
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3



同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意
しますか。
この情報はあなたの診察や健康管理
のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

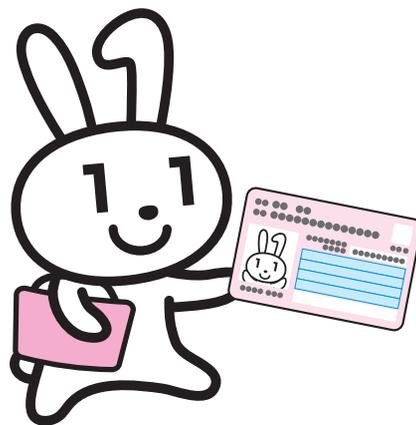
※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4



受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

医療DX推進体制加算に係る掲示について



医療DX推進体制整備について以下の通り対応を行っております。

- オンライン請求を行っております。
- オンライン資格確認システムを整えています。
- 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、手術室または処置室等において、閲覧または活用できる体制を有しております。
- 電子処方箋を発行する体制については電子カルテメーカーの対応待ちです。（経過措置令和7年3月31日まで）
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、当該サービスの対応待ちです。（経過措置令和7年9月30日まで）
- マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、実績を一定程度有しております。
- 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示いたします。